

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

親しみのもてる「菊川」水辺の再生計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

菊川市

3 地域再生計画の区域

菊川市の全域

4 地域再生計画の目標

本市は、静岡県の中西部に位置し、東側に日本一の大茶園牧之原台地を擁し、南側に市を縦断する一級河川菊川が流れ込む遠州灘を望み、温暖な気候と豊かな自然環境に恵まれた自然景観と都市機能が共存する地域が形成されています。

平成17年1月17日に菊川町と小笠町が合併し菊川市が誕生しました。東西方向は約9km、南北方向は約17kmで、面積は94.24km²となり、地目別面積は、農用地37.14km²、山林・原野24.48km²、宅地10.17km²、その他22.45km²、となります。平成17年3月末現在の人口は49,393人、世帯数は15,503世帯という状況であります。

市内には、JR東海道本線菊川駅、東名高速道路菊川インターチェンジを有し、また近隣にはJR東海道新幹線掛川駅、御前崎港、静岡空港を有することから、交通インフラに恵まれた将来性豊かな地域です。今日までも、その恵まれた立地条件を生かし、積極的に企業誘致を展開していく中で、併せて定住人口増加のために各種住宅施策を実施しており、土地区画整理事業においては、都市計画区域内の市街化に対応し積極的な事業展開を進めるとともに、住宅団地建設等による住宅施策を併せた都市基盤整備を推進してきました。

また、お茶や水稲に代表される農業を推進し、自然環境と都市機能のバランスのとれたまちづくりを進めています。

本市は、菊川の支流が市全体に広がっている「川が身近に存在する市」で

す。一方、河川の水質は平成15年の検査によると、BODの値が市内中心部の高田橋付近では0.8mg/lときれいな水質ですが、市街地に近接した中流域の五丁目ひ管では19.0mg/l、矢田部では16.4mg/lとなっています。これは、生活雑排水が河川に流れ込んでいることによる影響で、現在も水質の悪化が進んでいます。

早急にこの問題を解決する方法としては、現在積極的に事業展開している土地区画整理事業・住宅団地建設などの都市基盤整備と併せて生活雑排水の排出量の低減に取り組んでいく事が効果的だと考えられます。

よって、菊川市の将来像である『みどり 次世代～人と緑・産業が未来を育むまち～』の一環として本事業の交付金を活用して污水处理施設を整備することにより、積極的な自然環境・水質環境の向上を図り、併せて公共水域の水質保全、都市機能の整備をすることで、市名の由来、シンボルともなっている河川菊川や、緑豊かな自然環境・水環境を次の世代に継承し、かつての潤いのある親しみの持てる水辺環境の再生により、豊かな感性に恵まれた人づくりと自然を大切にされた地域環境づくりに取り組み、地域の活性化につなげていくものとします。

(目標1) 污水处理施設の整備・促進

污水处理人口普及率を現状35.0%に対し43.7%に向上させる。

(目標2) 水神公園付近のBODの向上

五丁目ひ管のBODを現状19.0mg/lに対し13.0mg/lに向上させる。

5 目標を達成するために行う事業

5-1 全体の概要

河川菊川は、昭和初期には近隣住民や学校の授業で水泳などが行われる程きれいな河川でしたが、近年家庭雑排水が河川に多く排出されるようになり水質の汚濁が進み、全国の水質汚濁が進んだ河川に含まれる程に水質の悪化が進んだためこの問題を解決するものとする。

現在、積極的に事業展開が進められている区画整理事業や住宅団地建設と併せ、污水处理施設交付金制度を適用し公共下水・浄化槽の設置を行うことにより、河川に排出される家庭雑排水を効率的かつ計画的に減らし、水辺の改善を図り親しみのある水辺を再生する。

・下水道法に基づく認可日 平成10年12月24日

5 - 2 法第 4 章の特別の措置を適用して行う事業
汚水処理施設整備交付金

[事業主体]

菊川市

[施設の種類]

公共下水道、合併浄化槽

[事業区域]

公共下水道 菊川市公共下水道認可区域内の一部

合併浄化槽 公共下水道整備区域外の市全域

[事業期間]

公共下水道 平成 17 年度～平成 19 年度

合併浄化槽 平成 17 年度～平成 19 年度

[整備量]

公共下水道 150 ～ 450 18,100 m

合併浄化槽 6～7人槽 240基

内訳 平成 17 年度 40基

平成 18 年度 100基

平成 19 年度 100基

なお、各施設による新規事業規模は下記のとおり。

[事業費]

公共下水道 1,667,400千円

(うち、単費437,400千円)

(うち、国費615,000千円)

浄化槽(個人設置型) 98,640千円

(うち、国費32,880千円)

合計 1,766,040千円

(うち、単費437,400千円)

(うち、国費647,880千円)

5 - 3 その他の事業

区画整理事業・住宅造成事業

- ・ 区画整理事業 区画整理事業の事業進捗に合わせて下水道施設を整備する。
- ・ 住宅造成 新規住宅団地または既住宅団地の新築に合わせて合併浄化槽の設置を推進する。

上記の事業を汚水処理施設交付金と併せて行うことで、効率的かつ計画的に生活污水の排出が少なくなるため、水質の向上が図られる。

6 計画期間

平成17年度～平成19年度

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

計画終了後に、4に示す数値目標に照らし菊川市において調査、評価する。必要に応じて事業の内容の見直しを図る。

8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当なし